

# 入湯税特別徴収の手引



令和6年11月  
八幡平市  
税務課



## ～ はじめに ～

入湯税は、鉱泉浴場（温泉施設）の入湯客に負担いただく税金です。

入湯税の徴収については、地方税法及び八幡平市税条例の規定により、鉱泉浴場の経営者の皆さまが入湯客から徴収し、毎月、八幡平市に申告納入していただく「特別徴収の方法」によることとされています。

鉱泉浴場の経営者の皆さまには、この手引をご覧ください、入湯税の申告納入の手続きについてご理解いただくとともに、入湯税の適正な課税・徴収にご協力いただきますようお願いいたします。

### 入湯税特別徴収の手引

#### 目 次

1	入湯税の概要	1 ページ
2	納税義務者	2 ページ
3	課税免除	2 ページ
4	税率	2 ページ
5	徴収の方法	3 ページ
6	特別徴収義務者	3 ページ
7	特別徴収の手続き	3 ページ
8	延滞金・加算金	4 ページ
9	特別徴収義務者の経営申告	5 ページ
10	帳簿（徴収原簿）の記載	5 ページ
11	申告検査	5 ページ
12	申告書等の記載例	6 ページ
13	Q & A	10 ページ

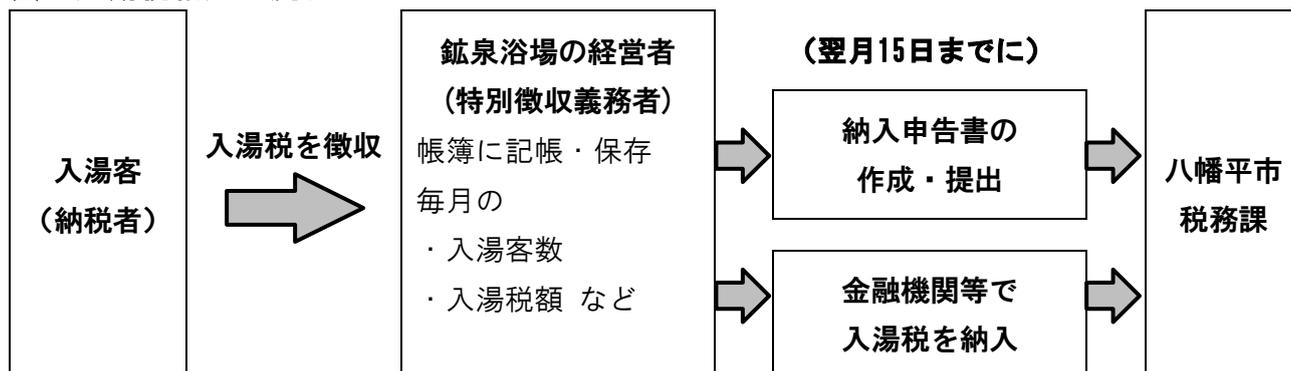
# 1 入湯税の概要

入湯税は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設および消防施設その他消防活動に必要な施設の整備ならびに観光の振興に要する費用に充てるための目的税で、鉱泉浴場の入湯に対し、入湯客に課税するものです。

## (1) 八幡平市の制度の概要

納税義務者	鉱泉浴場（温泉施設）の入湯客
課税免除となる人	① 12歳未満の人 ② 修学旅行のための小学校の児童、中学校・高校の生徒とその統導（引率）者 ③ 芸術、文化、学習及び競技等のための小学校の児童、中学校・高校・専門学校等の生徒、大学生とその統導（引率）者 ④ 共同浴場または一般公衆浴場（いわゆる銭湯）に入湯する人
税率 1人1日につき	① 普通旅館 宿泊入湯客 150円、日帰り入湯客 75円 ② 自炊旅館 宿泊入湯客 75円、日帰り入湯客 35円 ③ その他の施設 日帰り入湯客 75円
徴収の方法	特別徴収（市役所以外の方に徴収していただく）の方法
特別徴収義務者	市長から指定を受けた鉱泉浴場（温泉施設）の経営者
特別徴収の手続き	特別徴収義務者は入湯客から入湯税を徴収し、毎月15日までに前月分の入湯客数や税額、その他必要事項を記載した「納入申告書」を提出するとともに、納入金を市に納入しなければなりません
特別徴収義務者の経営申告	① 鉱泉浴場を経営しようとする人は、経営開始の前日までに必要な事項を記載した「経営申告書」を市長に提出しなければなりません ② ①の事項に異動があった場合は、直ちにその旨を記載した「経営異動申告書」を市長に提出しなければなりません
帳簿の記載義務等	特別徴収義務者は、入湯客数などの必要な事項を帳簿に記載し、その帳簿を記載の日から1年間保存しなければなりません

## (2) 入湯税納入の流れ



## 2 納税義務者

市内の鉱泉浴場（温泉施設）で入湯した入湯客です。

「鉱泉浴場」とは、原則として温泉法に規定する温泉を利用する入浴施設をいい、「温泉」とは、温泉法で「地中から湧出する温水、鉱水及び水蒸気その他のガスで一定の温度又は物質を有するもの」とされています。温泉を外から運んでいる、いわゆる運び湯による温泉利用施設も入湯税の課税対象となります。

## 3 課税免除

次のいずれかに該当する者については、入湯税の課税が免除となります。

### (1) 12歳未満の人

### (2) 修学旅行のための小学校の児童、中学校・高校の生徒とその統導（引率）者

教育活動として学校が行い、引率職員が付き添う修学旅行に参加している児童、生徒となります。引率者は、学校教育上の観点から生徒の引率を行う教師などをいいます。

### (3) 芸術、文化、学習や競技等のための小学校の児童、中学校・高校・専門学校等の生徒、大学生とその統導（引率）者

芸術、文化、学習や競技等のための行事に参加している児童、生徒、大学生とその引率者となります。

### (4) 共同浴場または一般公衆浴場に入湯する人

「共同浴場」とは、寮や社宅などに付設された日常の利用に使われるものをいい、「一般公衆浴場」とは、住民が日常生活で保健衛生上必要なものとして利用される銭湯などの施設をいいます。

※銭湯：物価統制令の規定に基づき、県知事が入浴料金の上限を指定している施設。

岩手県は12歳以上480円、6歳以上12歳未満170円、6歳未満80円。

## 4 税率

(1) 普通旅館 宿泊入湯客1人1日につき150円、日帰り入湯客1人1日につき75円

(2) 自炊旅館 宿泊入湯客1人1日につき75円、日帰り入湯客1人1日につき35円

(3) その他の施設 日帰り入湯客1人1日につき75円

同一の鉱泉浴場であれば、入湯回数を問わず、宿泊客は1泊につき、日帰り客は1日につき1回入湯税が課税されます。複数の鉱泉浴場で入湯する場合には、それぞれの鉱泉浴場ごとに課税の判断がされます（1泊2日の場合は、1日として取り扱います）。

## 5 徴収の方法

**特別徴収の方法**となります。

「特別徴収」とは、法律および条例に基づき指定された特別徴収義務者に納税義務者から税金を徴収していただき、八幡平市に納入していただく方法です。

## 6 特別徴収義務者

市長から指定を受けた**鉱泉浴場（温泉施設）の経営者**です。

## 7 特別徴収の手続き

### (1) 納入申告書の提出 ※6ページ記載例参照

特別徴収義務者は、入湯客から入湯税を徴収し、毎月15日（土曜日や日曜日、祝日に当たる場合はその翌営業日）までに前月分の入湯客数、税額その他必要な事項を記載した納入申告書を市役所税務課に提出してください（西根総合支所・安代総合支所、松尾鉱山資料館でも可）。納入申告書を郵便で提出したときは、郵便物の通信日付印により表示された日に提出があったものとみなします。

提出期限後に納入申告書の提出があった場合には、「**不申告加算金**」が課されることがありますので、必ず期限内の申告をお願いします（**税額が0円の場合でも、毎月納入申告書を必ず提出してください**）。

### (2) 納入書による納入

納入金は、毎月15日（土曜日や日曜日、祝日に当たる場合はその翌営業日）までに納入申告書に記載した前月分の徴収税額を、金融機関等を通じて納入書で納入してください（納入書には指定番号と期別（●年●月分）を必ず記載してください）。

**【納入場所】** ※令和6年11月1日現在

岩手銀行、北日本銀行、東北銀行、盛岡信用金庫 本店・各支店

新岩手農業協同組合 本所・各支所

八幡平市役所、西根総合支所、安代総合支所、田山支所

※ゆうちょ銀行（郵便局）で納付の場合は、個別に振替用紙を送付しますので、税務課入湯税担当までご連絡下さい。

### (3) 電子申告・電子納入

インターネットを利用した地方税ポータルサイト（eLTAX:エルタックス）での電子申告・電子納入が可能です。

詳しい手続きの方法は、エルタックスのホームページ (<https://www.eltax.lta.go.jp/>) からご確認ください。

## 8 延滞金・加算金

### (1) 延滞金（令和6年1月1日～令和6年12月31日の割合）

法定納期限内に納入されない場合は、次の割合に乗じた額の延滞金が課されます。

- ① 法定納期限の翌日から1カ月を経過する日まで 年 2.4%
- ② ①の翌日以降 年 8.7%

### (2) 加算金

正当な理由がなく過少な申告があった場合は「過少申告加算金」、期限までに申告をしなかった場合には「不申告加算金」など、次のとおり加算金が課されます。

区分	加算金が課される場合	加算金の割合
過少申告 加算金	期限までに申告をしたが、その税額が不正によるもので実際の税額より少なく申告されていた場合 (地方税法第701条の12第1項)	<b>不足税額×10%</b> 不足税額のうち、期限までに申告した税額または50万円のいずれか多い金額を超える部分は5%加算
	期限後に申告をした場合または期限までに申告がなく、市の調査で税額が決定された場合 (地方税法第701条の12第2項第1号)	<b>納入すべき税額×15%</b> <b>納入すべき税額のうち、50万円を超える部分は、5%加算</b> (地方税法第701条の12第3項)
期限後に申告をした後に、その税額が不正によるもので実際の税額より少なく申告されていた場合 (地方税法第701条の12第2項第2号)		
市の調査で税額の決定があった後に、その税額が不正によるもので実際の税額より少なく申告されていたものだった場合 (地方税法第701条の12第2項第3号)		
不申告 加算金	期限後に申告があった場合で、その申告が市の調査で税額の決定があるべきことを予知してされたものでないとき (地方税法第701条の12第6項)	<b>納入すべき税額×5%</b>
	二重帳簿等で故意に税額を免れようとして期限までに申告したとき (地方税法第701条の13第1項)	<b>不足税額×35%</b>
重加算金	二重帳簿等によって故意に税額を免れようとして、期限までに申告をせず、期限後に申告をしなかったとき (地方税法第701条の13第2項)	<b>納入すべき税額×40%</b>

## 9 特別徴収義務者の経営申告

特別徴収義務者は、鉱泉浴場を経営しようとするときや、経営申告事項に異動があった場合には、鉱泉浴場の施設の所在地や設備など必要な事項を記載した「入湯税経営（異動）申告書」を提出してください。

### (1) 新たに鉱泉浴場を経営しようとするとき

鉱泉浴場を経営しようとする方は、経営を開始する前日までに「入湯税経営申告書」を提出してください。※7ページ記載例参照

### (2) 申告した事項に異動があったとき

入湯税経営申告書の内容に変更があった場合は、直ちに「経営異動申告書」を提出してください。※8ページ記載例参照

また、鉱泉浴場を休業または廃業しようとするときは、「入湯税経営休業・廃業申告書」を提出してください。※9ページ記載例参照

## 10 帳簿（徴収原簿）の記載

特別徴収義務者（鉱泉浴場の経営者）は、入湯客数、課税免除となる入湯客数、入湯税額を帳簿に記帳し、1年間保存してください。

なお、帳簿は、必要事項が網羅されたものであれば、任意の様式で構いません。

## 11 申告検査

特別徴収義務者（鉱泉浴場の経営者）に対して、地方税法第701条の5の規定により、必要に応じて鉱泉浴場の申告検査を実施します。ご協力と対応よろしく申し上げます。





(3) 入湯税経営異動申告書

様式第93号（第32条関係）

第 ● 号	入湯税経営異動申告書																								
令和 ● 年 ● 月 ● 日																									
八幡平市長 様																									
特別徴収義務者																									
住所 ●●●●●●●●●●																									
(所在地)																									
氏名 ※(個人) 鉱泉浴場の経営者名																									
(名称) (法人) 経営している法人名と代表者名																									
電話 ●●●● - ●● - ●●●●																									
個人番号又は法人番号																									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px; height: 20px;">●</td> </tr> </table>						●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●						
鉱泉浴場の所在地等	所在地			名称																					
	八幡平市●●●●●●●● 電話 ●● - ●●●●			●●●●●●●●●●																					
経営場所の構造及び設備等	室数	客室	広間	応接室	ホール	その他																			
	最大収容人員		浴場の数及び構造		従者数																				
	人				人																				
建物の構造				延床面積																					
				㎡																					
経営開始年月日	年 月 日																								
異動の内容及び異動年月日	異動の事由 (異動前)	特別徴収義務者の変更																							
	代表取締役社長 ●● ●●																								
異動年月日	代表取締役社長 ▲▲ ▲▲																								
異動年月日	令和●年●月●日																								
摘要																									

(根拠法令 八幡平市税条例第149条)

※異動があった事項を「異動の内容及び異動年月日」の欄に記載してください（申告書の特別徴収義務者は異動後の住所・氏名を記載してください）。

※「経営場所の構造及び設備等」、「経営開始年月日」については異動がなければ記載不要です。



**Q 1** 宿泊客の1人から、病気や怪我などで温泉に入湯していないとの申し出がありました。この場合、入湯税は課税されますか。また、入湯しているかどうかの判断はどのようにすればいいですか。

A 1 入湯税は、鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に課税されるものですので、入湯されていない場合は、入湯税を徴収することはできません。したがって、入湯税をあらかじめ預かっているような場合には、返金いただく必要があります。入湯しているかどうかの判断については、一般社会通念から温泉旅館等の利用者が鉱泉浴場に入湯しないことは考えにくく、また、個々の利用客が入湯されたかどうかを個別に把握することは現実には困難と考えられることから、実務的には、入湯していないという申し出がない限りは、入湯したものと推定して入湯税を徴収することになります。

**Q 2** 入湯税を申告しなかったり納入しなかったりした場合はどうなりますか。

A 2 入湯税は、地方税法や八幡平市税条例の規定により、特別徴収義務者は、毎月15日（土曜日や日曜日、祝日に当たる場合はその翌日）までに、前月分の入湯客数、税額その他必要な事項を記載した納入申告書を提出するとともに、前月中に徴収した入湯税を納入しなければなりません。

期限までに申告しなかったり、過少な申告をしたりした場合には、加算金が課されます。期限までに納入がない場合は、税金のほかに延滞金を納めていただきます。また、期限までに納入されず、督促されてもなお完納されない場合は、他の特別徴収義務者との公平性の観点から、財産の差押え等の滞納処分を行うこととなりますので、適正な申告と納入をお願いします。

**Q 3** 入湯客がいなかった場合も納入申告書の提出は必要ですか。

A 3 入湯客がなかったなどで税額が0円だった場合でも、納入申告書は複数月分まとめて提出するのではなく、毎月必ず提出してください。

入湯税特別徴収の手引

八幡平市役所 税務課

〒028-7397 八幡平市野駄第 21 地割 170 番地

電話 0195-74-2111

電子メール [zeimuka@city.hachimantai.lg.jp](mailto:zeimuka@city.hachimantai.lg.jp)